

日本パブリックゴルフ協会は寄付金を募集しております。



2010年3月にスポーツ団体第1号となる公益社団法人認定を受けた当協会はゴルフを始めたばかりの初心者が楽しめる大会から競技ゴルファーのためのスクラッチ競技まで数多くの大会を開催することで、子供から大人まですべてのアマチュアゴルファーのみなさまにゴルフの楽しさ・健康増進のためのプレーの機会を提供しております。当協会の活動にご協力をお願い致します。

### PGS 競技会のご案内

#### <スクラッチ競技>

- 全日本アマチュアゴルファーズ選手権（アマ選・女子アマ選）
- 全日本シニアアマチュアゴルファーズ選手権（シニア・女子シニア・ミッドシニア・グランドシニア）
- 全日本ミッドアマチュアゴルファーズ選手権（ミッドアマ・女子ミッドアマ）

#### <アンダーハンディ競技>

- PGS スポンサー杯/ハンディ杯
- ドリーム・エイジゴルフ大会

#### <その他の競技>

- ダブルスゴルフ
- 月例杯（西日本地区・中部日本地区）
- クラブ対抗戦（東日本地区・中部日本地区・西日本地区）
- 全日本スロープレートアンダーハンディ競技

### 公益法人に対する寄付金の税法上優遇について

公益法人は「特定公益増進法人」に該当し、公益法人に対して行った寄付については、税制上の優遇制度が認められております。当協会は、個人の寄付金控除として「所得控除」ができます。

※当協会は、教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものとして、国から公益社団法人の認定を受け、税法上の「特定公益増進法人」に該当します。

### 個人からの寄付

【所得控除】すべての公益法人への寄付が対象となる税制措置

[寄付金額]－[2,000円]＝所得控除 (注1) 所得金額の40%相当額が限度

【申告方法】所得税の確定申告書に寄付控除額を記入し、当協会発行の寄付金額収書を添付して、当該年度の確定申告書提出期間中に所轄の税務署に提出してください。

### 法人からの寄付

【損金算入限度額】(一般寄付金枠+特定公益増進法人寄付金枠)

<一般寄付金枠> [資本金等の額×0.25%+所得税×2.5%]×1/4

<特定公益増進法人寄付金枠> [資本金等の額×0.375%+所得税×6.25%]×1/2

【申告方法】法人税申告書の別表14(2)(寄付金の明細書)に記入して、寄付金額収書は法人が保管ください。

ご寄付をいただきました金額に応じて記念品をご用意させていただいております。

3千～5千円未満	ゴルフ振興券1枚
5千～1万円未満	ゴルフ振興券2枚
1万円以上	1万円毎ゴルフ振興券4枚

次ページの寄付金申込書ご記入のうえFAX又は郵送後、次ページに記載の口座にお振込みをお願いいたします。みなさまからの応援をお待ちしております。

# 寄附金申込書

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会  
会長 池田 育嗣 様

金額 金.....円

貴協会の行うゴルフ普及振興に関する公益目的事業に要する経費に充てるため  
の上記金額の寄附を申し込みます。

年 月 日

ふりがな  
御芳名 (法人様の場合は、代表者の御役職、御名前をご記入ください)

.....  
御団体名 (個人様の場合はご記入は不要です)

.....  
御住所  
〒  
.....

お振込予定日 年 月 日

お振り込み先 該当先に○印をお付けください。

○をつける	金融機関名	口座番号
	みずほ銀行 銀座中央支店	普通預金 3051716
	ゆうちょ銀行(郵便局)	00140-3-325168

本申込書は下記までご郵送またはFAXいただきたくお願い申し上げます。

【宛先】 〒104-0061 東京都中央区入船 2-10-8 オーク入船ビル4階 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会 寄附金係 TEL:03-6280-3324 FAX:03-6280-3325
---

(協会使用欄)

会長	専務理事	総務部長	受付	経過・対応
受領日付 年 月 日 (領収書 No. PGS )				